

(旧)

筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(名称)

第1条 この会議は「筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、平成24年7月の九州北部豪雨災害及び平成27年9月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ、河川管理者、気象台、水資源機構、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、筑後川中・下流部において、洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(新)

資料－2

筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成24年7月の九州北部豪雨災害及び平成27年9月の関東・東北豪雨災害等を踏まえ、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、河川管理者、気象台、水資源機構、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、筑後川中・下流部において、洪水氾濫が発生することを前提とし、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第3条 協議会は、筑後川、早津江川、諸富川、城原川、佐賀江川、田手川、宝満川、小石原川、佐田川、広川、高良川、巨瀬川、隈ノ上川、大刀洗川、秋光川、大木川、安良川、寒水川、通瀬川、巨勢川、その他筑後川中下流部における指定区間内の一級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 的確な避難に資するための正確で分かりやすい情報受発信と着実な施設整備、主体的に危険を回避するための水防災啓発・教育・訓練及び、洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（事務局）

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、筑後川河川事務所防災情報課に置く。

（雑則）

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第10条 本規約は、平成28年 5月 2日から施行する。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 2 的確な避難に資するための正確で分かりやすい情報受発信と着実な施設整備、主体的に危険を回避するための水防災啓発・教育・訓練及び、洪水氾濫による被害の軽減や避難時間確保のための水防活動を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の承認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、筑後川河川事務所防災情報課、福岡県県土整備部河川課、佐賀県県土整備部河川砂防課に置く。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第11条 本規約は、平成28年5月 2日から施行する。
本規約は、平成29年6月26日から施行する。

別表 1 筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長

気象庁 福岡管区気象台 気象防災部長

気象庁 佐賀地方気象台長

水資源機構 筑後川局 総合施設管理長

久留米市長

柳川市長

筑後市長

大川市長

小郡市長

うきは市長

朝倉市長

大刀洗町長

大木町長

佐賀市長

鳥栖市長

神埼市長

みやき町長

上峰町長

吉野ヶ里町長

福岡県 総務部防災危機管理局 防災企画課長

福岡県 総務部防災危機管理局 消防防災指導課長

福岡県 県土整備部 河川課長

福岡県 久留米県土整備事務所長

福岡県 朝倉県土整備事務所長

福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所長

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 消防防災課長

佐賀県 県土整備部 河川砂防課長

佐賀県 佐賀土木事務所長

佐賀県 東部土木事務所長

別表 1 筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長

気象庁 福岡管区気象台長

気象庁 佐賀地方気象台長

水資源機構 筑後川局 総合施設管理長

久留米市長

柳川市長

筑後市長

大川市長

小郡市長

うきは市長

朝倉市長

大刀洗町長

大木町長

広川町長

筑前町長

東峰村長

佐賀市長

鳥栖市長

神埼市長

みやき町長

上峰町長

吉野ヶ里町長

基山町長

福岡県 総務部防災危機管理局 防災企画課長

福岡県 総務部防災危機管理局 消防防災指導課長

福岡県 県土整備部 河川課長

福岡県 久留米県土整備事務所長

福岡県 朝倉県土整備事務所長

福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所長

福岡県 八女県土整備事務所長

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 消防防災課長

佐賀県 県土整備部 河川砂防課長

佐賀県 佐賀土木事務所長

佐賀県 東部土木事務所長

別表2 筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 技術副所長
国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 技術副所長
気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課長
気象庁 佐賀地方気象台 防災管理官
水資源機構 筑後川局 施設管理課長
久留米市 防災対策課長
柳川市 総務課長
筑後市 地域支援課長
大川市 地域支援課長
小郡市 協働推進課長
うきは市 市民協働推進課長
朝倉市 防災交通課長
大刀洗町 地域振興課長
大木町 総務課長
佐賀市 消防防災課長
鳥栖市 総務課長
神崎市 防災危機管理課長
みやき町 総務課長
上峰町 総務課長
吉野ヶ里町 総務課長
福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長補佐
福岡県 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長補佐
福岡県 県土整備部 河川課長補佐
福岡県 久留米県土整備事務所 用地課長
福岡県 朝倉県土整備事務所長 用地課長
福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所 河川砂防課長
佐賀県 政策部 危機管理・報道局 消防防災課 参事
佐賀県 県土整備部 河川砂防課 副課長
佐賀県 佐賀土木事務所 副所長
佐賀県 東部土木事務所 副所長

別表2 筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事会

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所 技術副所長
国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所 技術副所長
気象庁 福岡管区気象台 気象防災部 予報課長
気象庁 佐賀地方気象台 防災管理官
水資源機構 筑後川局 施設管理課長
久留米市 防災対策課長
柳川市 総務課長
筑後市 地域支援課長
大川市 地域支援課長
小郡市 協働推進課長
うきは市 市民協働推進課長
朝倉市 防災交通課長
大刀洗町 地域振興課長
大木町 総務課長
広川町 協働推進課長
筑前町 環境防災課長
東峰村 総務課長
佐賀市 消防防災課長
鳥栖市 総務課長
神崎市 防災危機管理課長
みやき町 総務課長
上峰町 総務課長
吉野ヶ里町 総務課長
基山町 総務企画課長
福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長補佐
福岡県 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長補佐
福岡県 県土整備部 河川課長補佐
福岡県 久留米県土整備事務所 用地課長
福岡県 朝倉県土整備事務所長 用地課長
福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所 河川砂防課長
福岡県 八女県土整備事務所 用地課長
佐賀県 政策部 危機管理・報道局 消防防災課 参事
佐賀県 県土整備部 河川砂防課 副課長
佐賀県 佐賀土木事務所 副所長
佐賀県 東部土木事務所 副所長